

産業構造審議会 知的財産分科会  
不正競争防止小委員会  
の公開について（案）

事務局

不正競争防止小委員会（以下、「本小委員会」とする。）の公開については、以下によるものとする。

1. 本小委員会の議事録については、原則として、会議終了後1ヶ月以内に公開する。また、議事要旨については、会議後速やかに公開する。
2. 本小委員会において配布した資料は、原則として、全て公開する。
3. 本小委員会の傍聴については、その運営に支障をきたさない人数・態様とし、事前登録制とする。
4. 本小委員会の開催日程については、事前に経済産業省HP等を通じ、周知を図るものとする。
5. 本小委員会の議事の全部又は一部を公開することにより、公正かつ中立な審議に著しく支障を及ぼすおそれがある、又は、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあると、本小委員会の委員長が判断する場合には、委員長は会議及び配布資料を非公開にすることができる。

以上